

未成年者の単独受診について

診療は契約行為に該当しますが、民法上、未成年者単独での完全な診療契約は認められておりません。そこで当院では以下のルールに従って診療を行います。尚、単独受診が許可された場合でも、一部の処置、投薬等を制限させて頂くことがあります。予めご了承ください。

	初診 再初診を含む	再診 抗アレルギー薬※1の継続処方限定 ※1:舌下免疫治療薬は単独受診不可
中学生未満	不可 保護者等の同伴が必要	不可 保護者等の同伴が必要
中学生以上 18歳未満※2 ※2:就労しており本人名義 の保険証のある方は除く	不可 保護者等の同伴が必要	条件付き可 医師が単独受診を許可した場合
18歳以上 (成年に該当)	可	可